

「新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要な措置及び同感染症の感染の防止のために必要な措置の一部を改正する件」
の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 3 年 5 月 7 日
厚生労働省健康局結核感染症課

1 告示の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 31 条の 6 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の実施区域の都道府県知事は、事業者に対し、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を要請することができることとされている。また、法第 45 条第 2 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急措置の実施区域の都道府県知事は、学校、社会福祉施設等の多数の者が利用する施設を管理する者等に対し、当該施設の使用制限若しくは停止等その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができることとされている。

これらの政令で定める措置のうち新型インフルエンザ等のまん延の防止及び感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示することとされているものについて、今般、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止等に必要な措置として、入場者等により持ち込まれた酒類を飲用に供するための場の提供の停止を定めることとする。

2 理由

本告示については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 1 号に該当するため、意見公募手続を実施しなかった。

※ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）抄
（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八 （略）